

第4章 計画の内容

基本方針1 県民の理解促進・関心の醸成

(1) 再犯防止に対する県民の理解促進

現状と課題

- ・再犯を防ぐためには、社会復帰に向けた本人の努力はもとより、地域において孤立することのないよう、県民の理解と協力を得て、再び地域の一員となれるよう支援することが重要です。
- ・県では、甲府保護観察所等と協力して「社会を明るくする運動」の推進を図るとともに、更生保護事業功労者に対する知事感謝状の贈呈等を行っています。
- ・「社会を明るくする運動」には、近年1万人前後の方が参加していますが、再犯の防止等に関する施策は県民にとって必ずしも身近ではなく、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても十分に認知されていないことから、再犯の防止等に関する広報・啓発活動を推進し、県民の理解促進を図る必要があります。

具体的な施策

■ 関係機関と連携した全県的な広報啓発活動の推進

- 甲府保護観察所等の関係機関や保護司をはじめとする民間協力者と連携して、県ホームページ、広報紙、各種会議等あらゆる機会を通じて全県的な広報啓発活動を推進します。
- 犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることを目的として、甲府保護観察所をはじめとする国の機関や地方公共団体のほか、多くの民間団体によって実施される「社会を明るくする運動」を推進します。

- 県民一人ひとりの防犯意識と暴力団追放の意識高揚及び地域ぐるみの自主的な防犯活動と暴力追放運動の推進を図るため、県、県警察本部、県教育委員会、山梨県防犯協会、山梨県暴力追放運動推進センター、山梨県銃器対策推進本部が連携し、「安全・安心なまちづくり山梨県民大会」を開催します。
- 県民の少年非行防止思想の普及と少年の健全育成に対する気運の高揚を図るため、山梨県防犯協会と連携し、「少年を非行から守る中学生防犯弁論大会」を開催します。
- 人権に対する配慮と保護を図るため、人権啓発フェスティバル等を開催し、啓発活動を行います。

■ 民間協力者の活動の促進

- 保護司会連合会、更生保護女性連盟等の更生保護関係者が参加する「山梨県更生保護大会」において、本県の安全・安心に貢献した保護司等の民間協力者に対する顕彰を通じて、その功績を広く県民に周知します。
- 更生保護法人山梨県更生保護協会と協力し、社会を明るくする運動をはじめとする各種活動等を行い、安全・安心なまちづくりを推進します。

“社会を明るくする運動”について

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くために行う全国的な運動です。



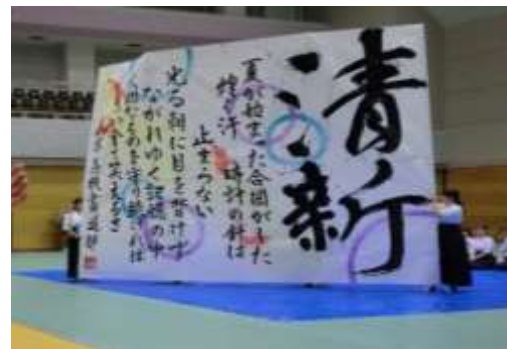
第69回“社会を明るくする運動”広報用ポスター

毎年7月は、“社会を明るくする運動”強調月間とされており、県内各地で街頭キャンペーンや非行防止教室、音楽発表会、講演会等、更生保護に関する普及啓発活動が行われています。

平成30年に実施された“社会を明るくする運動”には、11,636人の方が参加していますが、さらに広く県民へ周知・啓発し、参加を促していく必要があります。



山梨県推進委員会



音楽発表会と講演会

“山梨県保護司会連合会”の取り組み

保護司とは、犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域社会で支えるボランティアです。法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されません。

民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察を受けている者と面接を行い、指導や助言をし、刑務所や少年院に入っている者の帰住先の生活環境の調整等を行っています。また、犯罪を予防するための啓発活動も実施しています。

県内では、平成31年4月1日現在、479名の保護司が活動しています。

各保護司は13の保護区（甲府・峡中・山梨・甲州・笛吹・峡南・峡北・南アルプス・鵜沢・大月・上野原・都留・富士吉田）にそれぞれ所属し、保護司会を組織しています。山梨県保護司会連合会はこれらの保護司会によって組織されています。



保護区の活動『命の授業』



保護区の活動『保護司と中学生の連携』

同連合会では、保護司の諸活動の充実・強化及び保護司会が円滑かつ効果的に活動を遂行するために、必要な連絡及び資料の提供、情報の収集・発信等を行っています。

令和元年度には、保護司及び保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点である「更生保護サポートセンター」が全保護区に設置されました。

保護司には更生保護事業の根幹を担うという重責がありますが、近年そのなり手不足が深刻化しつつあります。また、「更生保護」に対する認知度が低く、「保護司」に対しても理解度が低いのが現状です。そのため保護司人材の確保を含めて、県民に啓発・広報していくことは極めて重要であり、「更生保護サポートセンター」を活用し、これまで以上に県及び各市町村と連携を図っていく必要があります。

更生保護サポートセンター一覧

名称	所在地	電話番号	開所日
甲府保護司会更生保護サポートセンター	甲府市中央2-11-10 甲栄不動産ビル2階	055-288-8311	月～金 10時～16時
峡中地区更生保護サポートセンター	甲斐市下今井171 甲斐市役所双葉庁舎2階	0551-45-8880	月～金 10時～16時
山梨市更生保護サポートセンター	山梨市小原西955 山梨市働く婦人の家別館	0553-88-9260	月～木 9時～16時
甲州保護区更生保護サポートセンター	甲州市塩山上於曾977-5 塩山保健福祉センターB1階	0553-39-6799	月・水・金 13時～16時
笛吹保護区更生保護サポートセンター	笛吹市一宮町末木807-6 笛吹市役所一宮支所3階	070-4082-9731	月・水・金 10時～16時
峡南保護区更生保護サポートセンター	南巨摩郡身延町下山10133 身延地区公民館下山分館内	(代) 0556-62-1297	平日不定期
峡北地区更生保護サポートセンター	北杜市明野町上手5219-1 北杜市役所明野支所	0551-45-9798	水 9時～16時
南アルプス保護区 更生保護サポートセンター	南アルプス市小笠原319-5 南アルプス市役所東別館2階	055-225-3805	月～金 10時～16時
鯉沢地区更生保護サポートセンター	南巨摩郡富士川町青柳町363 南嶺ビル1-3	0556-42-7178	月～金 10時～16時
大月地区更生保護サポートセンター	大月市大月町花咲1440-5 大月市役所花咲分室	0554-67-8355	月・水・金 9時～12時
上野原保護区更生保護サポートセンター	上野原市上野原3163 上野原市総合福祉センターふじみ	(代) 0554-62-4133	月・木 10時～15時
都留地区更生保護サポートセンター	都留市上谷1-1-1 都留市役所北別館内	(代) 0554-43-1111	月・水・金 9時～12時
富士吉田更生保護サポートセンター	富士吉田市小明見3-2-13 太田屋商事内	0555-23-2504	火・木 13時～16時

“山梨県更生保護女性連盟”の取り組み

山梨県更生保護女性連盟は、戦後のまだ社会が混乱している中、荒廃した青少年に手を差し伸べようと女性保護司有志を中心に結成された「桐の葉会」を母体として、昭和34年山梨県更生保護婦人協議会として活動を開始しました。

保護司活動への協力や矯正施設訪問などの活動に始まり、「ほっとけない」という会員の熱い思いが、子育て支援、高齢者や福祉施設への奉仕活動へと活動の幅を広げ、近年は他団体と連携し地域を編み、地域のコミュニティーづくりに取り組んでいます。

昭和61年には再犯防止の願いを含めて、しじみの貝殻に布を巻いて作った『鈴（母の鈴）』を作り、メッセージを添えて刑務所出所者に贈る活動を始め、その活動は現在に至り、他の県へも広まっています。

同連盟の主な活動は次のとおりです。

- ・「母の鈴」を作り、年1回矯正施設へ贈呈するとともに、各地区の幼稚園、保育園、小中学校、高齢者施設等へ贈呈する交流活動
- ・更生保護法人山梨以徳会での、毎月の食事づくりと、入所者との交流活動を行うなど更生保護施設への支援活動
- ・刑務所矯正展へ、踊り、野点、バザーなどの協力活動
- ・住みよい地域づくりや更生保護の心を広めるためのミニ集会開催や子育て支援活動
- ・地域の保護司会や他団体との連携協働活動

同連盟は犯罪や非行をした者の支援に端を発し、現在は社会の弱者や支援の届きにくい所に向け、多彩な活動をしていますが、活動の性格上声高に宣伝ができず、そのために認知度が低いことが課題となっています。しかし会員は「笑顔」を心がけながら「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して活動に励んでいます。

会員からのメッセージ

この鈴は、あなたが社会で思い、悩み、苦しみ、人生の重大な岐路に立った時、一呼吸おいて鈴の音色に心を澄ませ、ここでの固い更生への誓いを思い出し、決然として正しい道を歩んでいただきたいと思い、私達が心をこめてひとつひとつ手作りしたものです。頑張ってください。

山梨県更生保護女性連盟



『母の鈴』

基本方針2 立ち直りに向けた効果的な支援の充実

(1) 就労・住居の確保

現状と課題

- ・平成30年に県内で検挙された再犯者は568人で、そのうち、仕事に就いていない無職者は343人で、その割合は60.4%でした。また、保護観察を終了した者のうち、犯罪等により保護観察を終了した者の割合は無職者が25.2%で、有職者の7.8%と比べて約3倍と高いことから、安定した就労を確保し、生活基盤を安定させることが非常に重要です。
- ・県内の協力雇用主の数は、山梨県就労支援事業者機構などの関係団体の活動により、近年増加傾向にあります。犯罪をした者等を雇用した場合の経済的負担やトラブル等が発生するリスクを考えると、実際に雇用することに不安を感じる協力雇用主も少なくないことなどから、実際に雇用している協力雇用主は、いまだ一部にとどまっています。
- ・また、犯罪をした者等の求職活動は、その前科等のため就職が困難な場合が多く、一旦就職しても、社会人としての基礎的な態度が身に付いていなかったりすることで、働く中で様々な問題が発生し、すぐに離職してしまうなど、協力雇用主の確保とともに、就労後の定着が課題となっています。
- ・法務省の調査によると、矯正施設出所時に帰住先がない者と帰住先がある者の再犯に至るまでの期間を比較したところ、1年未満で再犯に至った者で、帰住先がある者の割合は33.3%であるのに対し、帰住先がない又は帰住先が不明な者の割合は48.5%であり、15ポイント以上上回っていました。このことから、適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を推進する上で重要な項目の一つと言えます。
- ・県では、山梨県地域生活定着支援センターを設置し、保護観察所等更生保護関係機関と連携して、高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者に対し、自立に向け適切な支援を行っています。

- ・帰住先がない者の受け入れを行い、それらの人々の更生を支援している更生保護施設（※1）や自立準備ホーム（※2）は、あくまで一時的な居場所であり、退所後は、地域に生活基盤を確保する必要がありますが、身元保証人がいない等の理由で、賃貸契約ができず、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所せざるを得ない場合があること等が課題となっています。

（※1）更生保護施設

主に保護観察所から委託を受けて、住居がなく、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を供与するほか、就職援助、生活指導等を行う施設。県内では、山梨以徳会のみ。

（※2）自立準備ホーム

あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等がそれぞれの特長を生かして自立を促す施設。保護が必要なケースについて、保護観察所から委託を受け宿泊場所、食事の提供や毎日の生活指導等を行っている。県内では、甲府保護観察所に13施設が登録されている（平成31年1月現在）。

具体的な施策

■ 就労に向けた相談・支援の充実

- 生活困窮者等に対して就労に必要な訓練や指導等を適切に行う事業者を就労訓練事業者として認定する認定就労訓練事業制度の周知を図り、就労に向けた支援を推進します。
- 職場への定着が困難又は就業経験のない障害者に対して、就業生活における自立を図るため、日常生活、社会生活上の支援を行います。
- 障害者本人や企業の求めに応じて、就業生活の支援を行う「県版障害者ジョブコーチ」を実際の職場等に派遣し、就職前から就労定着までの支援を行います。
- 本県で就農を希望する方からの就農に関する相談に対応する就農支援センターにおいて、就農希望者への研修先の紹介、就農に向けた助言等を行います。
- 新規就農者の育成に高い見識を持ち、かつ十分な研修環境を提供できると県が認定した農業者であるアグリマスターのもとでの長期研修に対する支援を行います。

- 「やまなし・しごと・プラザ」、「やまなし・しごと・プラザ サテライト」等において、若者・女性・中高年齢者等の個々の事情に応じた就労支援を行います。
また、必要に応じて保護観察所等の更生保護関係機関と連携した対応を行います。
- 暴力団離脱希望者に対して、山梨県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会をはじめとした関係機関と連携し、就労支援を行います。

■ 住居の確保に向けた支援の実施

- 生活困窮者で再就職のため、住居の確保が必要な者に対する支援等を行います。
- 住居の確保が困難な者の住居の安定を図るため、住宅セーフティネット制度（※）を周知し、セーフティネット住宅の登録を促進します。
 - （※）住宅セーフティネット制度
住宅確保要配慮者（高齢者、低所得者、障害者、被災者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮する者）の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修等への経済的支援、住宅確保要配慮者の居住支援から成り立っている。
- 県営住宅において、住宅に困窮する低額所得者等に対し、低廉な家賃で住宅を提供します。

“ NPO 法人 山梨県就労支援事業者機構 ”の取り組み

山梨県就労支援事業者機構は、犯罪や非行をした者（以下、この項目において「対象者」という。）が善良な社会の一員として更生するため、就職の機会を得ることで経済的に自立できるよう対象者の就労を支援し、再び犯罪や非行に陥ることを防止するための活動をしています。

同機構の主な事業は次のとおりです。

- ・ 機構会員による対象者の雇用の促進
- ・ 就職相談会（企業と対象者の面接会、企業の講演会等）の開催
- ・ 雇用主研修会（対象者雇用の体験談、意見交換会、対象者雇用の講演会等）の開催
- ・ 対象者の職場体験講習や、セミナー、事業所見学会の開催
- ・ 甲府刑務所ワークフェスタへの参加、矯正施設見学会の開催
- ・ 保護司及び更生保護女性連盟と連携した活動
（更生保護大会、社会を明るくする運動への参加活動の推進）



就職相談会



雇用主研修会

同機構に登録している協力雇用主は、特定の業種に偏っている現状があり、対象者に幅広く職業紹介できるよう、様々な業種の事業者の協力が必要となっています。

業種別協力雇用主事業者数(H31.3.1)

区分	製造業	建設業	飲食業	医療福祉業	サービス業	卸小売業	運送業	電気ガス業	農業	その他	合計
協力雇用主事業者数	42	91	2	10	29	25	12	10	2	25	248

“山梨以徳会”の取り組み

山梨以徳会は、明治23年に、罪を犯した者たちが、再び罪を犯さないよう自立、更生を支援する目的で、県内篤志者約300名の賛同を受け設立された施設です。設立以来130年が経過し、現在の施設は定員20名、年間約70名を受け入れ、自立更生できるよう支援しています。

施設では、罪を犯した者たち、例えば刑務所から仮釈放された者、満期釈放された者、刑の執行猶予を受けた者、起訴猶予の者等の中で、帰住地がなく、頼れる人もおらず、支える人がいなければ再び罪を犯してしまうおそれのある者たちを受け入れています。

また、近年、高齢者、障害者の再犯率の高さが問題となっていますが、山梨以徳会では、退所し、自立した高齢者、障害者を対象に、施設内で軽作業を行うフォローアップを平成27年6月から実施しています。

フォローアップでは、仲間とともに軽作業を行うことにより、退所した人の孤独感の解消、金銭・健康管理、就労の喜び、精神的な安定を得ることで再犯の防止にもつながっており、フォローアップを開始して以来、再び罪を犯す人は出ていません。(令和2年2月末現在)



フォローアップ（軽作業）



職員による面談

(2) 保健医療・福祉サービスの利用促進

現状と課題

- ・平成30年版犯罪白書によると、検挙者の高齢者率（全検挙者に占める高齢者の割合）は年々上昇し、平成29年には21.5%と、最も高くなっています。
また、全国の65歳以上の受刑者の6人に1人は認知症の疑いがあるとも言われており、福祉的支援を必要としている者も多くいます。
- ・県では、矯正施設出所者等に対する支援として、帰住先のない高齢者又は障害のある者等が、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、山梨県地域生活定着支援センターを設置し、甲府保護観察所等の関係機関と連携・協力して入所中から必要な調整を行う取り組み（特別調整）を行っています。
- ・しかし、起訴猶予や執行猶予などの処分を受けた高齢者や障害のある者のうち福祉的支援が必要な者や本人が希望しない等の理由から必要な福祉サービスの支援を受けないまま出所する者等もいることから、刑事司法手続の各段階を通じた高齢又は障害の状況の把握と、それを踏まえたきめ細かな支援を実施するための連携体制を充実させる必要があります。
- ・全国における覚せい剤取締法違反の成人検挙者のうち同一罪名再犯者率は、平成22年以降6割を超えています。薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症の患者である場合もあり、その再犯を防止するためには適切な治療、支援を継続的に行うことが非常に重要です。
- ・県では、薬物に関連する問題の相談窓口を設置し、薬物依存症を有する者本人やその家族等に対して、回復に向けた助言等を行うとともに、県民に向けた薬物乱用防止の普及啓発活動を行っています。
- ・しかし、薬物依存は依存性が高く、回復には長期間かかるため、刑事司法関係機関、地域の医療・福祉関係機関、民間支援団体等との連携を強化し、より効果的で息の長い支援を行うことが必要です。

具体的な施策

■ 高齢者又は障害のある者等への福祉サービスの利用支援

- 高齢又は障害を有する者のうち、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者に対して、司法と福祉が連携して社会復帰を支援します。また、対象者本人が、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるように矯正施設入所中から支援を行います。
- 生活困窮者で再就職のため、住居の確保が必要な者に対する支援等を行います。（再掲）
- 生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長します。
- 認知症高齢者本人や家族等の介護者などに対する相談窓口である「認知症コールセンター」の運営、認知症カフェへの支援、交流会や研修会の開催等、認知症高齢者に対する支援を行います。
- 県障害者相談所において、身体障害者手帳や療育手帳の交付及び更生相談等を行います。
- 県立精神保健福祉センターにおいて、精神障害者保健福祉手帳の交付及び同センターと保健所において精神保健福祉相談を行います。
- 職場への定着が困難又は就業経験のない障害者に対して、就業生活における自立を図るため、日常生活、社会生活上の支援を行います。（再掲）
- 障害者本人や企業の求めに応じて、就業生活の支援を行う「県版障害者ジョブコーチ」を実際の職場等に派遣し、就職前から就労定着までの支援を行います。（再掲）

■ 依存症に関する支援の推進

- 県立精神保健福祉センター内に依存症専門相談員を配置し、電話や面接による相談対応を通じ、専門的な医療機関や福祉サービス、自助グループ等の民間支援団体の活動などへつなぎます。また、本人向けの回復支援プログラムや家族教室の実施による直接的支援を実施します。
- 保健所や市町村、支援機関等を対象とした依存症に関する研修会の開催を通じて、対応力の強化を図ります。
- 県立精神保健福祉センター（依存症相談窓口）及び各保健所において、依存症当事者や家族に対する相談対応を行います。
- 依存症治療等の拠点となる専門医療機関等を定め、適切な医療が受けられるよう支援体制を整備します。
- 刑務所に出向いて、薬物事犯の入所者に対して「薬物離脱」に関する講習を行います。
- 県民に対する「薬物乱用防止」の普及活動を行います。
- 小学校、中学校、高等学校の児童、生徒に対して、管内の保健所において「薬物乱用防止」に関する出前講座を行い、普及啓発を行います。
- 県が委嘱した薬物乱用防止指導員を中心に「薬物乱用防止」のキャンペーン等を実施します。
- 県立精神保健福祉センター及び各保健所等において、薬物に関する相談対応を行います。

“山梨県地域生活定着支援センター”の取り組み

山梨県地域生活定着支援センター（以下、この項目において「センター」という。）は、矯正施設に入所中、または既に出所した高齢者や障害者のうち、福祉的な支援を必要とする者が地域社会の中で円滑に福祉サービス等を受けられるよう、保護観察所や関係機関と協働し、社会復帰できることを目的として、平成23年11月に開設されました。

センターの主な業務は、次のとおりです。

- ・保護観察所からの依頼に基づき、入所者等の対象者に必要な福祉サービスのニーズを確認し、受入先施設等の斡旋、又は福祉サービス等に係る申請支援などを行うコーディネート業務
- ・コーディネート業務により対象者を受け入れた施設等に対し、必要な助言等を行うフォローアップ業務
- ・矯正施設を出所した者やセンターが福祉的な支援が必要と認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、その他関係者・関係機関からの福祉サービス等の利用に関する相談に対し、助言その他必要な支援を行う相談支援業務

これらの業務を円滑かつ効果的に行うために研修会の開催や関係機関の研修会・会議等への参加、関係機関への講師派遣、刑務所の社会復帰プログラムへの参加等、関係機関との連携を図っています。

現在、センターでは、上記の業務以外に、被疑者、被告人、不起訴処分や執行猶予となった高齢者、障害者、依存傾向がある者、弁護士・検事・警察等が福祉支援の必要性を感じた者などに対する支援を先駆的に行っています。

“山梨県弁護士会”の取り組み

山梨県弁護士会では、刑事弁護センター内に刑事政策部会を設け、高齢者や知的障害者、生活困窮者等の福祉的支援を必要とする被疑者・被告人の刑事弁護を充実させるために、情報共有や情報提供を行うほか、福祉機関や医療機関等との協議、連携を行っています。

同会では、入口支援として弁護士が、福祉的支援が必要とされる高齢者や障害者ないし生活困窮者である被疑者・被告人について弁護をするに当たり、社会福祉士などの福祉関係者に支援をお願いした際にかかる費用を負担する制度を設けています。

この制度を弁護士が利用し、福祉関係者が被疑者などに接見したり、帰住先の環境調整をしたり、更生支援計画書を作成した場合は、福祉関係者に対し同会が定める基準に従い費用を支出しています。この制度により、早い段階で被疑者などに更生支援が行われることで、再犯防止につながっています。

また、出口支援としては、「保護司ほっと相談」という制度を設け、対象者のことで悩んでいる保護司の方に対し、弁護士に無料で電話相談できる窓口を設けています。

さらに、山梨以徳会を法テラスの指定相談場所として、入所者などを対象に無料法律相談会を開催しており、入口支援の網から漏れた場合も、出口支援の段階で再犯防止につながるようなサポートを心がけています。

これらの取り組みには、福祉関係者の理解が不可欠であるため、福祉関係者と定期的に勉強会を開催しています。

“山梨ダルク”の取り組み

山梨ダルクとは、NPO 法人山梨ダルクデイケアセンターと一般社団法人山梨ダルク本部、二つの団体の総称です。

ダルク (DARC) とは、Drug Addiction Rehabilitation Center (薬物依存症回復施設) の略称で、責任者、スタッフ、利用者全てが当事者です (当事者活動=ピアサポート)。

薬物・アルコール等依存症者に対し、社会復帰に向けた生活訓練と就労支援を行います。日中はデイケアセンターに通所し、夜間は同じ悩みを抱えた仲間と共同生活しながら、ピアカウンセリングや 12 ステップ (回復の指針) 等の回復プログラムを通じ、依存症からの脱却を目指します。

相談事業として家族・当事者からの相談を受け、家族には当事者との関わり方、当事者には薬物をやめる動機付け、場合によっては入寮を勧めます。医療機関や自助グループを紹介するほか、相談から支援への流れが滞らないよう、福祉・司法・教育等の各機関とも連携を密に個別対応しています。

メッセージ活動として、精神科病院等で治療を受ける依存症患者に向け、回復への希望が持てるメッセージを定期的に伝えています。

予防啓発活動として、矯正施設、学校、各種団体等における講演等を行い、薬物事犯者の再犯予防、地域における薬物問題の予防、若年層の薬物乱用防止を呼びかけています。



農作業プログラム



予防啓発活動



地域交流ソフトボール大会



ボランティア活動



スポーツプログラム

(3) 学校等と連携した非行の防止及び修学支援

現状と課題

- ・令和元年に県内で刑法犯により検挙された非行少年は157名で、前年に比べ62名減少しました。検挙された者のうち、再非行少年の割合は30.6%で、全国の再非行少年の割合34.0%を3.4ポイント下回りました。しかし、共犯率については24.7%で、全国の共犯率21.2%を3.5ポイント上回っています。
- ・県教育委員会では、県警察本部と協働して、平成30年に「山梨県少年サポートネット推進協議会」を設置し、非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するため、「山梨県少年サポートネット推進事業（愛称：スマイルサポートプロジェクト（スマサポ）」を開始しました。対象少年に対して学習支援、就労支援等の支援プログラムを行い、少年の立ち直りを支援しています。
- ・また、県や警察、教育委員会が定期的な情報共有、課題の検討等を行うことを目的として「山梨県学校警察補導連絡中央協議会（学警連）」を設置し、連携強化を図っています。
- ・しかし、非行少年の立ち直りには学習支援、就労支援等の支援プログラムのほか、地域や家庭における居場所の確保、環境の整備が重要であり、非行を繰り返さないためには、より一層、地域社会で連携していくことが重要です。

具体的な施策

■ 学校における児童生徒の非行の未然防止

- 小中学校の生徒指導主事（主任）を対象とした研修会を開催し、情報共有・課題等への対応を確認します。
- 高校の生徒指導主事を対象とした警察官による研修会及び人権教育、道徳教育、いじめ・DV・自殺防止に関する研修会を開催します。また、道徳教育推進教師を中心とした具体的改善のための取り組みを行います。

- 生徒が、自他の生き方や存在を認め合い、自他を敬愛する「しなやかな心」を育成するため、気配り思いやりマナーアップ運動、道徳教育を推進します。
- 県弁護士会と連携し、模擬裁判を通じた法理解教育を推進します。
- 学校と警察の連携強化を目的として、定期的に山梨県学校警察補導連絡中央協議会を開催し、情報・課題の共有等を行います。

■ 非行少年に対する就労・修学支援の実施

- 甲府少年鑑別所（法務少年支援センター甲府）をはじめとする国の機関や青少年関係団体等と連携して、「スマイルサポートプロジェクト」を推進し、個々に適した支援プログラムにより非行少年の立ち直りを支援します。
- 公立の小学校、中学校、高等学校にスクールカウンセラーを配置又は派遣し、児童生徒及び保護者、教職員等に対する助言・援助を行います。
- 私立の小学校、中学校、高等学校に対して、スクールカウンセラー等の配置を支援し、教育相談体制の充実を図ります。
- 各教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置し、公立の小学校、中学校からの依頼により相談対応や必要な機関への引継ぎ等を行います。
- 各県立高校からの依頼により、スクールソーシャルワーカーによる社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、相談対応や必要な機関への引継ぎ等を行います。

“スマイルサポートプロジェクト”の取り組み

県教育委員会では、県警察本部と協働して、非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するため、関係機関が連携したネットワークを構築し、少年一人ひとりに適した学習、就労等の支援プログラムの実施や支援情報のフィードバック等を行う“スマイルサポートプロジェクト”（以下、この項目において「スマサポ」という。）を行っています。

スマサポは、非行等の問題を抱える概ね中学生から成人に至るまでの少年及びその保護者を対象として、次のような伴走型による支援を行っています。

- ・少年等に対するカウンセリングや各種体験活動を通じて良好な家庭環境を整え、少年が意欲的かつ効果的に支援を受けられるように、少年の昼夜逆転等の不規則な生活習慣を改善する家庭支援プログラム
- ・各種体験活動を通じた基礎的な社会生活能力等を習得するための体験活動プログラム
- ・支援対象少年の学力に応じ、資格取得、復学、進学等に向けた学習支援プログラム
- ・就職のための基礎的な社会生活能力の習得を目指し、職場実習等の職業体験及び資格取得等の就労支援プログラム

スマサポは、平成30年9月から実施され、これまで1年間の成果として、各種支援プログラム実施回数延べ79回、各支援時における関係機関との連携延べ57回等を重ねた結果、家庭環境の改善が見られた例があったほか、目標としていた高校への進学や復学ができた対象者が2名おり、対象少年の保護者からは、「うちの子に合った教材を作っていただけ、ありがとうございます。」「子どもが休むことなく仕事に出て、給料をしっかりと貯金し、さらに家にも入れてくれ、家族にもプレゼントをしてくれました。」などの言葉をいただいています。

始まったばかりのプロジェクトですが、少しずつ関係機関との連携が強くなっており、成果も出てきているため、これからも本プロジェクトの周知・推進を図っていきます。



体験活動（田植え）支援



学習支援

“ 山梨県 BBS 連盟 ”の取り組み

BBSとは、Big Brothers and Sisters Movementの略で、文字どおり、「兄」や「姉」のような関わりを通して、非行少年の健全な育ちを助ける活動をしています。山梨県BBS連盟は、山梨県立大学の学生を中心に運営され、学習支援や活動支援などを行っており、現在の会員数は約40名です。

同連盟の主な活動は次のとおりです。

- ・ 児童養護施設、自立支援施設、子ども食堂等での学習支援
- ・ 学習障害、外国籍の少年を対象としたNPO 法人教育塾家学社との共同学習支援
- ・ ともだち活動（保護観察中の少年への学習支援）の実施
- ・ 警察主催の大学生ボランティアへの参画 等



社会を明るくする運動への参加



子ども食堂での学習支援と遊び支援



甲府刑務所矯正展でのブース出展



甲府刑務所矯正展でのブース出展

これらの活動を、年間延べ110回（平成30年）行っています。

県内での活動は、車での移動が主ですが、社会人会員が少なく、車を持っている会員が限られているため、活動が制限されることが課題となっています。

(4) 特性に応じた効果的な指導の実施

現状と課題

- ・再犯防止のための支援等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人ひとりの経歴、性別、性格、年齢、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な支援等を継続的に行うことが重要です。
- ・県警察本部では、ストーカー加害者等を対象として心理学的及び精神医学的治療、カウンセリングへつなげる取り組みを実施するほか、暴力団からの離脱に向けた支援として、山梨県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会を通じて、暴力団離脱者に対する就労支援等を行っています。また、前述した「スマイルサポートプロジェクト」により、非行少年一人ひとりに合わせた立ち直り支援を実施しています。
- ・しかし、ストーカー・DV加害者や窃盗犯、暴力団離脱者、非行少年等、犯罪や非行をした者の特性は様々であり、より効果的に支援を行うためには関係機関・団体等とのさらなる連携強化が必要です。

具体的な施策

■ ストーカー加害者等に対する支援の実施

- 関係機関と連携し、ストーカー加害者等に対して、心理学的及び精神医学的治療、カウンセリングへつなげる取り組みを推進し、ストーカー行為の再発防止及び被害者の安全確保を図ります。

■ 再犯リスクが高い者に対する指導・支援の促進

- 山梨県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会をはじめとした関係機関と連携し、暴力団離脱希望者に対する離脱妨害行為の予防、就労支援などを推進し、暴力のない明るく住みよい社会づくりを目指します。
- 県立精神保健福祉センター内に依存症専門相談員を配置し、電話や面接による相談対応を通じ、専門的な医療機関や福祉サービス、自助グループ等の民間支援団体の活動などへつなぎます。また、本人向けの回復支援プログラムや家族教室の実施による直接的支援を実施します。(再掲)

- 保健所や市町村等、支援機関を対象とした依存症に関する研修会の開催を通じて、対応力の強化を図ります。（再掲）
- 県立精神保健福祉センター（依存症相談窓口）及び各保健所において、依存症当事者や家族に対する相談対応を行います。（再掲）
- 依存症治療等の拠点となる専門医療機関等を定め、適切な医療が受けられるよう支援体制を整備します。（再掲）
- 刑務所に出向いて、薬物事犯の入所者に対して「薬物離脱」に関する講習を行います。（再掲）
- 県立精神保健福祉センター及び各保健所等において、薬物に関する相談対応を行います。（再掲）
- 甲府少年鑑別所（法務少年支援センター甲府）をはじめとする国の機関や青少年関係団体等と連携して、「スマイルサポートプロジェクト」を推進し、個々に適した支援プログラムにより非行少年の立ち直りを支援します。（再掲）
- 公立の小学校、中学校、高等学校にスクールカウンセラーを配置又は派遣し、児童生徒及び保護者、教職員等に対する助言・援助を行います。（再掲）
- 私立の小学校、中学校、高等学校に対して、スクールカウンセラー等の配置を支援し、教育相談体制の充実を図ります。（再掲）
- 各教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置し、公立の小学校、中学校からの依頼により相談対応や必要な機関への引継ぎ等を行います。（再掲）
- 各県立高校からの依頼により、スクールソーシャルワーカーによる社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、相談対応や必要な機関への引継ぎ等を行います。（再掲）

基本方針3 関係機関等との連携強化

(1) 国・市町村・民間団体等との連携強化

現状と課題

- ・様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が、地域社会で孤立せずに社会復帰するためには、国、県、市町村、民間団体その他関係者が緊密に連携協力し、犯罪被害者の心情等を理解した上で、総合的に施策を推進することが重要です。
- ・特に、地域における再犯防止の推進については、民間協力者や民間協力団体に大きく支えられており、この方々の存在は、再犯防止を推進する上で欠かせないものとなっています。しかし、現在、少子高齢化や人口減少が進む中で、必要な体制の確保が困難となるなど、十分な活動ができない状況も出てきています。
- ・また、住民にとって最も身近な行政機関である市町村において、地方再犯防止推進計画を策定するなど、再犯防止に向けた支援の重要性を認識し、施策を推進していく必要があります。
- ・特に刑務所等で服役している者のうち、住民票が除票されている場合については、福祉サービスが受けられず、就労も確保できないため、住民登録を行うことが円滑な社会復帰に必要な不可欠となっており、市町村との連携が重要となります。
- ・引き続き、国の関係機関が中心となり、地方公共団体、民間団体その他関係者と連携し、ネットワークを構築する中で、適切な役割分担を踏まえながら、息の長い支援を行っていく必要があります。

具体的な施策

■ 関係機関・民間協力者等とのネットワークの構築

- 国の関係機関、市町村、民間支援団体等によるネットワークを構築し、再犯防止に関する情報共有、課題の検討などを行い、再犯防止のための施策を推進します。
- 再犯防止施策の総合的な推進を図るため、庁内関係各課による連携会議を設置し、部局横断的な情報交換や課題の検討を行い、全庁一体となった取り組みを行います。また、各課から関係する機関、団体に対して、必要に応じて情報提供や、立ち直りへの支援について働きかけを行うことにより、県内全域に再犯防止の取り組みを広げていきます。

■市町村の再犯防止推進計画策定等の取り組みへの支援

○県内市町村において、地方再犯防止推進計画の策定や再犯防止のための施策が推進されるよう、市町村担当者会議等において必要な情報提供を行います。

国の機関について

県内における再犯の防止等に関する国の機関については、以下の機関があります。

- ・甲府地方検察庁
主に警察等からの送致を受けた事件を、さらに検察官による捜査を遂げて真実を解明した上、起訴・不起訴の判断をし、起訴のうち公判が開かれる事件については、適切な判決が宣告されるように立証や求刑を行う機関。
- ・甲府刑務所
主に裁判所で懲役等の判決を受けた者を収容し、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行う機関。
- ・甲府少年鑑別所
家庭裁判所等の求めに応じ、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき非行少年の鑑別等を行う機関。
- ・甲府保護観察所
裁判所等で保護観察付執行猶予判決を受けた者や仮釈放者等の保護観察に付された者に対して、保護観察官と保護司等による指導監督・補導援護等を行う機関。
- ・山梨労働局
県内の労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）とともに雇用・労働に関する4行政（雇用均等・労働基準・職業安定・人材開発）を運営する機関。

これら機関の取り組みについては、資料編47頁から53頁をご覧ください。